旧保健福祉センターの跡利用について

旧保健福祉センター（旧東久留米保健所）は、総合相談、検診事業、母子保健事業などの地域保健医療事業の拠点として機能してきました。その後、旧滝山小学校をリニューアルし、一部の福祉会館機能を加えた複合施設「わくわく健康プラザ」が開設され、18年5月にその役割を終えています。

厳しい財政運営が続く中、市長による22年度施政方針で「遊休財産の活用」の課題が掲げられました。そこで以前、市民の皆さんからご意見などをお寄せ頂き取りまとめた「跡利用策の方向性」について検証し、現地調査なども実施しながら協議を重ね、次の通り一定の方向を取りまとめました。

◆市民活動施策への利用＝現状では、市民活動を支援する施設利用について、大きな課題が生じているとは言い難い状況にあります

◆高齢者福祉施策への利用＝手狭になっていたシルバー人材センターの移転場所として、既に旧下里幼稚園跡を利活用した対応が図られています

◆障害者福祉施策への利用＝障害者団体などとは場所の提供に限らず、事業内容の再構築も含めて協議を重ね、相当の事業所で改善が図られています

◆介護予防事業への利用＝現在、わくわく健康プラザおよび併設の体育室を会場として実施していて、現状では大きな課題は生じていません

◆建物の老朽化状況＝現地調査を実施したところ、給排水、空調関係などの大規模設備の交換などは避けられない状況にあります。また、耐震診断の必要性もあり、建物の跡利用には相当な経費と期間を見込む必要があります

◆一定の方向性＝こうした中で、跡利用としての有効策は見当たらず、新たな公施設としての利活用がなければ、遊休財産として売却していくことも一つの選択肢とします。

これらについてのご意見は、〒203-8555、本町3ノ3ノ1、市役所企画調整課あて郵便またはファクス（470・7804）、電子メールにてお寄せください。

詳しくは企画調整課☎470・7702へ。

◆企画調整課メールアドレス
kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp

日常生活用具費の利用者負担が一部変わりました

特殊寝台などの介護支援用具やファクスなどの情報・意思疎通支援用具、ストマ用装具などの排せつ管理支援用具などを障害者に支給する、日常生活用具費支給制度を10月1日付けで改正し、住民税非課税世帯の利用者負担を無料としました。課税世帯の場合の1割負担については、変更はありません。

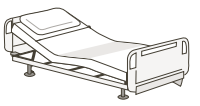

心身障害者自動車運転教習助成事業

心身障害者の生活圏の拡大を目的に、運転免許取得に要する費用の一部を助成します。

【対象】次の要件のすべてに該当する方

①道路交通法に規定する適性試験に合格し、身体障害者手帳3級以上（内部障害4級以上、下肢または体幹機能障害は5級以上）および愛の手帳4度以上の障害程度で、歩行が困難な方②道路交通法に規定する運転免許試験の受験資格を有する方③引き続き3カ月以上東久留米市に住所を有する方④前年の所得税の年額が40万円以下の方⑤他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない方

【助成額】所得税額により変わり、上限額は16万4800円です。原則として運転教習開始前に申請が必要です

身体障害者自動車改造費助成事業

重度身体障害者の社会復帰の促進を目的に、就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車改造に要する費用を助成します。

【対象】次の要件のすべてに該当する方

①市内に3カ月以上居住する18歳以上の身体障害者で、上肢、下肢または体幹機能障害で、1級または2級の手帳を所持している方②自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある方

【ご注意】助成対象となるのは操向装置および駆動装置の改造に掛かる費用です

【助成額】所得および改造に要した費用により変わり、上限額は13万3900円です。また、改造を行う前に申請が必要です

詳しくは障害福祉課☎470・7747へ。

市立第四小学校の閉校に関する条例が可決されました

市立第四小学校の閉校に関する条例が、本年9月の第3回市議会定例会で可決されました。これにより第四小学校は、24年3月末をもって閉校となります。

今日までの経過

市における学校再編成の取り組みは、少子社会の到来とともに児童・生徒数の減少に伴う学校の小規模化が、教育効果や学校運営などに影響を与えるようになってきたことによるものです。これまでも、16年3月末をもって市立滝山小学校が、22年3月末をもって市立第八小学校が閉校しています。

東部地域については、20年の後半に、上の原に所在するUR（都市再生機構）の一部および国家公務員住宅の移転計画が示され、今後、教育環境が大きく変化することが明確になり、対応が急務となりました。

そこで、教育委員会では、第四小学校の保護者との意見交換および説明会などを重ね、本年4月に「東部地域の小学校再編成（第四小学校の閉校）に向けた実施計画」を策定しました。この実施計画に基づき、第四小学校、第六小学校および神宝小学校の校長並びに保護者、区域内自治会・地域住民などで組織する統合準備会を設置して協議を重ね、本年9月議会に閉校に関する条例案を提出する運びとなりました。今後も統合準備会および第四小学校保護者の皆さんとの話し合いを進め、より良い教育環境づくりのための再編成に向けて、さまざまな課題を解決していきます。

今後とも市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

詳しくは学校適正化等担当☎470・7785へ。

11月は児童虐待防止推進月間です

「助けて…」の小さなサインを受けとめて

児童虐待とは、殴る、ける、火傷（やけど）を負わせる、溺（おぼ）れさせるなどの身体的虐待、ポルノビデオを見せるなどの性的虐待、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなどのネグレクト、言葉による脅し、きょうだい間の差別的な扱いなどの心理的虐待のことを言います。

虐待は子どもに対する重大な権利侵害です。子どもを虐待から守るためには、親の立場より「子どもの立場が最優先」されなければなりません。

皆さんの周りに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、子ども家庭支援センターや児童相談所に連絡（通告）してください。通告した方が特定されないように、秘密は守られます。

「地域の気付き」「通告」が虐待防止の第一歩になります。

《子どもを虐待から守るための5か条》

①**「おかしい」と感じたら迷わず連絡**（通告は義務・権利）②**「しつけのつもり…」は言い訳**（子どもの立場で判断）③**ひとりで抱え込まない**（あなたにできることから即実行）④**親の立場より子どもの立場**（子どもの命が最優先）⑤**虐待はあなたの周りでも起こりうる**（特別なことではない）

相談など、詳しくは子ども家庭支援センター☎471・0910へ。

都営住宅入居者を募集します

都営住宅の入居者を、11月1日（月）から募集します。申し込み資格など、詳細は募集案内をご覧ください。

【申し込み資格】次の通り

（1）家族向＝①都内に居住する成年者（20歳未満の既婚者を含む）であること②同居親族がいること③世帯の所得が所得基準内であること④住宅に困っていること⑤暴力団員でないこと

（2）単身者向＝①都内に3年以上居住している60歳以上、またはそのほかの条件を満たす単身者であること②現に同居している親族がいないこと③所得が定められた基準内であること④住宅に困っていること⑤暴力団員でないこと

（3）定期使用住宅（若年ファミリー向）＝家族向の申し込み資格に加え、①申込者本人を含め、同居親族全員が40歳未満であること②世帯構成が夫婦のみの世帯または夫婦および子の世帯であること

（4）定期使用住宅（多子世帯向）＝家族向の申し込み資格に加え、①申込者本人を含め、同居親族全員が45歳未満であること②世帯構成が夫婦および子の世帯であること③世帯に18歳未満の子が3人以上（うち最低1人は小学校5年生以上）いて、全員が都営住宅に入居できること

※（3）・（4）の定期使用住宅とは、10年に限り入居できる住宅です。

（5）若年ファミリー向＝定期使用住宅（若年ファミリー向）と同じ

【申込用紙などの配布】土曜・日曜日、祝日除く11月1日（月）～10日（水）の午前8時半～午後5時に都市計画課（市役所5階）および上の原・滝山・ひばりが丘の各連絡所、東京都住宅供給公社募集センターおよび同公社の各窓口センター、都庁、都内市区役所または町村役場で配布。なお、都庁第一本庁舎1階北側東京観光情報センターおよび東京都住宅供給公社募集センターでは、11月3日（祝）・6日（土）・7日（日）の午前9時半～午後5時も配布

【申込受付期間】11月16日（火）までに渋谷郵便局に届いたものに限り受け付けます。

※11月1日（月）～10日（水）の期間、申込書・募集案内を東京都住宅供給公社ホームページからも取得することができます。

詳しくは都市計画課☎470・7762または東京都住宅供給公社募集センター☎0570・010810（11月1日～10日。そのほかの期間は☎03・3498・8894。ただし、いずれも土曜・日曜日、祝日は除く）へ。

◆東京都住宅供給公社ホームページアドレス
http://www.to-kousya.or.jp/

保育付き家庭教育講座

「これって虐待？」

子育てをしていると、イライラすることもあります。一生懸命やっているのにうまくいかないと不安になりますよね。一人で考え込まないで、ご一緒に考えませんか。

【日時】全2回。①11月27日（土）②12月11日（土）。いずれも午後1時半～3時半

【会場】生涯学習センター

【講師】①が斉藤謁氏（恵泉女学園大学教授）②が藤岡孝志氏（日本社会事業大学教授）

【対象】市内の子育て中の方、関心のある方

【定員】先着40人

※満2歳～未就学児の保育あり、先着13人。希望の方は11月19日（金）までに予約を。

【費用】無料

申し込みは11月1日（月）から、電話またはファクスでNPO法人東久留米市文化協会☎477・4700へ（電話受け付けは平日の午前9時～午後5時）、氏名・住所・電話番号・保育の有無（有の場合、お子さんの氏名と年齢）をお知らせください。

詳しくは同協会へ。

事業者の皆さん広告を掲載しませんか！

官民協働事業で「東久留米市暮らしの便利帳」を発行し、市内全世帯に無料配布を行います

市制施行40周年を記念し、市の各種サービスや手続きのほか、歴史・見どころ・特産品の紹介など、毎日の暮らしに役立つ情報を掲載したガイドブック「（仮称）東久留米市暮らしの便利帳」を23年3月に発行し、市内全世帯に無料配布を行います。

この便利帳は、官民協働事業として株式会社サイネックスと協定を結び、市が行政情報を提供し、同社が広告を募集し、制作・配布業務を行います。

11月～12月末の期間、便利帳への広告掲載のお願いに、同社の営業担当者が市章の入った名刺を持って、市内の商店や事業所などを訪問させていただきます。広告掲載を希望する方は、直接同社に問い合わせてください。

※広告料の先払い要求は絶対にありません。詐欺行為にご注意ください。

詳しくは、広告についてが株式会社サイネックス西東京支店☎042・548・1556、発行についてが市秘書広報担当☎470・7708へ。